

太郎右衛門地区自然再生～湿地環境の再生を目指す～

近代改修事業によって、過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて、生態系の健全性を回復する取り組みを行っています。



整備前



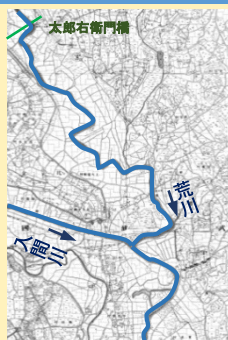
整備後

自然再生事業による湿地環境再生の様子

太郎右衛門地区自然再生事業の概要

太郎右衛門自然再生地の旧流路は、かつては荒川の本流でしたが、荒川上流部改修により、約70年前に捷水路が整備され、本流は直線化し、残存した旧流路には、荒川河道内に遊水効果を高めるための横堤が建設されたことにより、本川から切り離された3つの止水環境（池）となりました。

現在、この太郎右衛門地区を対象にして、自然再生法に基づく全国初の自然再生事業「荒川太郎右衛門地区自然再生事業」が行われています。



明治14年作成の
地方迅速図



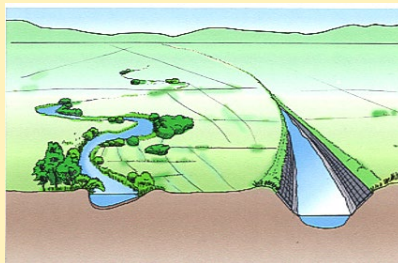
平成20年作成の
地形図

▶ 太郎右衛門地区自然再生事業の必要性

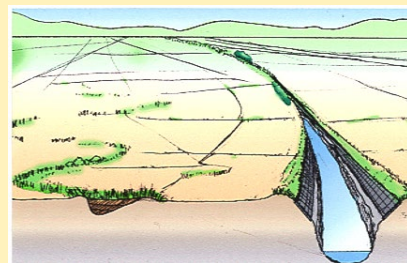
太郎右衛門地区を放置すると、

- ①現在豊かな樹林地となっている池周辺部分はほとんどが民有地であり、造成等による改変が懸念されます。
- ②乾燥化により池を中心とした湿地が減少します。
- ③池周辺に発達した樹林地が高木・壮齢樹化することによって極相化（単調化）します。

等が懸念されたため、湿地環境を再生する事業を開始しました。



現在の荒川環境



事業を実施しない場合の環境

▶ 目標と取組み内容

昭和初期までの荒川の流路であった旧流路において、太郎右衛門自然再生地固有の豊かな生態系を育む湿地環境の再生を目指すものとし、①湿地環境の保全・再生、②過去に確認された生物が住める環境の再生、③蛇行河川の復元、④荒川エコロジカル・ネットワーク、⑤治水面からもプラスの5つの目標を設定しています。

また、実施計画では、公有地化した地域を活用し、

- ①旧流路の保全・再生、②湿地及び止水環境の拡大、③河畔林の保全・再生等、④維持管理・モニタリング・環境学習等を取組み内容に盛り込んでいます。

現在のモニタリングでは、事業の効果検証と、管理上の課題を具体的にするための全体的なモニタリングの2つの枠組みからアプローチを行っています。このほかにも管理用通路の検討、外来樹木の伐採、広報イベントの企画など精力的な取り組みが実施されています。



太郎右衛門自然再生地におけるゴミ拾い



生態系モニタリング専門委員会における協議

コラム 自然再生事業とは

自然再生事業は、過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて生態系の健全性を回復することを直接の目的としています。具体的には、直線化された河川の蛇行化による湿原の回復、都市臨海部における干潟の再生や森づくりなどを行います。自然再生事業は、単に、景観を改善したり、特定の植物群落を植栽するというのではなく、その地域の生態系の質を高め、引いては、その地域の生物多様性を回復していくことに狙いがあります。また、地域固有の生物を保全していくためには、核となる十分な規模の保護地域の保全とともに、生息生育空間のつながりや適正な配置を確保していく生態的ネットワークの形成が重要ですが、自然再生事業は、この生態的ネットワークを形成していく上でも有効な手段となります。

アクセス

荒川太郎右衛門地区

交通：桶川北本IC（南）から車で約4分

住所：太郎右衛門橋下流約4km 区間
（約50.4km～54.0km）

「荒川太郎右衛門地区自然再生」の
イメージ・キャラクター

